

平成26年 第1回

渡島西部広域事務組合議会

全員協議会 会議録

平成26年12月5日 開会

平成26年12月5日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合議会議長 溝 部 幸 基

目 次

平成26年12月5日（金曜日）第1号

○会議に付した案件	1頁
○出席議員	1頁
○欠席議員	1頁
○出席説明員	1頁
○職務のため出席した議会事務局職員	1頁
○開会宣告	2頁
○管理者あいさつ	2頁
○協議案件 第1号 ドクターヘリ運航業務について	2頁
第2号 消防計画の変更について	5頁
○閉会宣告	6頁

平成26年 第1回

渡島西部広域事務組合議会 全員協議会

平成26年12月5日（金曜日）第1号

◎会議に付した案件

- 協議事項 第1号 ドクターヘリ運航業務について
第2号 消防計画の変更について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	岩館 俊幸（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	西川 敏郎（松前町）
	3番	佐藤 悟（木古内町）		4番	新井田 昭男（木古内町）
	5番	吉田 峰一（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	斎藤 勝（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

管理者	佐藤 卓也	副管理者	竹下 泰弘
参与	石山 英雄	参与	大野 幸孝
参与	大森 伊佐緒	幹事	若佐 智弘
幹事	網野 眞	幹事	大野 泰
監査委員	花田 修一	会計管理者	小鹿 一彦
事務局長	坂口 稔	消防長	高田 豊
松前消防署長	住吉 政美	福島消防署長	中島 昌彦
知内消防署長	浅部 正	木古内消防署長	佐藤 寿之
消防本部次長	祐川 正		

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

次長	西田 啓晃	書記	梅岡 忍
書記	鳴海 千草		

◎開 会 宣 告

- 議長（溝部幸基） それでは、定例会に引き続き全員協議会を始めたいと思います。協議案件につきましては、ご案内のとおりでございます。

◎協議事項・第1号 ドクターヘリ運航業務について

- 議長（溝部幸基） まず最初にドクターヘリ運航業務についてを議題と致します。

案件の説明を求めます。高田 豊消防長。

- 消防長（高田 豊） それでは、ドクターヘリの進捗状況及び今後の予定についてご報告申し上げます。全員協議会説明資料の1頁をお願い致します。

1頁の1、ドクターヘリ運航業務進捗状況の(1)第1回道南ドクターヘリ運航調整委員会設立準備委員会開催から、2頁の(10)第3回道南ドクターヘリ運航調整委員会開催まで、設立準備委員会が合計2回、運航調整委員会が3回、消防部会会議が3回開催されております。

会議の内容につきましては割愛をさせていただきます。それで消防職員に対する講習及び説明ですけれども、これは3頁(6)に記載してございますが、8月18日に市立函館病院の武山先生と、ドクヘリ委託会社の鹿児島国際航空が当消防本部へ来訪しまして、職員15名出席のもと、実施されております。その後、ランデブーポイントの候補地を各町と消防署が協議した上で、8月末に事務局の方へ提出し、(7)にありますけれども、9月27日から29日にかけて、運航委員会により現地調査がされました。結果3頁にございますランデブーポイント候補地が適合すると報告を受けております。松前町が7箇所、福島町が5箇所、知内町が5箇所、木古内町が7箇所、合計24箇所が組合管内の適合地とされております。そのランデブーポイントを利用しましての当消防署管内での研修訓練、いわば実際にヘリを使用した実動訓練ですけれども、4頁にありますとおり、11月18日から11月28日に実施されました。赤い字の部分が組合管内で実施された訓練日と訓練場所です。

今後の予定ですけれども、2頁の方に戻って頂きまして、2頁の下段にあるとおりでございまして、12月上旬に格納庫の工事が完成し、中旬に管理室の通信施設が完了する予定でいます。年明けの2月上旬には運航スタッフの雪上訓練が実施され、2月16日就航式、以後、道南ドクターヘリの運航開始となる予定でおります。

5頁、6頁の方には、要請判断基準として「基本的要請基準」と「具体的要請基準」を掲げております。5頁の基本的要請基準は、1重篤な傷病者であること、2救急現場で処置を行うことが必要であること、3搬送時間を短縮する必要があることとされ、下の注意書きにもありますけれども、ヘリ要請後に症状が改善され、ヘリをキャンセルする場合でも責任は求めないとのことでございます。逆に医師の治療を早めるために、少しでも条件を満たすのであれば出動を要請したほうが良いというふうにされております。

6頁をお願いします。具体的要請基準は消防署の通信員が電話等で判断する基準で、例えば、外傷要請基準であれば、3メートルの高さから転落したとか、或いは交通事故で乗員が車外に放出されたとか。また、内因性の疾患の要請基準であれば、脳疾患が疑われる患者で、3時間以内に発症した麻痺で手足が動かない、それと20分以上継続する激しい胸の痛みがある、そういった症状が聴取されれば、要請の対象となるわけでございます。

続いて、本日お渡ししました追加資料、道南ドクターヘリ運航要領（案）をお願い致します。これは、昨日開催されました、第3回道南ドクターヘリ運航調整委員会で提出された資料です。1頁をお願い致し

ます。1の目的については省略を致します。2は用語の定義です。(5)に出動区分とありますが、種類は3つございます。①として救急現場出動は、現場から治療を開始し、搬送時間の短縮を目的とするものです。②は、緊急外来搬送で、ドクヘリによって一時的に直近の病院に収容され、そこから別の病院へ搬送するための出動を言います。③は施設間搬送は、既に治療を受けているもの、或いは、入院している傷病者を別の病院へ転院搬送することを言います。3の運航体制は、函館空港に格納庫を置き、そこから出動するものでございます。次のページをお願い致します。5の救急現場出動及び緊急外来搬送の、①でございますが、要請者は消防機関となります。

また、要請判断基準は、先ほど資料5頁、6頁で説明したとおりでございますけれども「ドクヘリ要請基準」により、こちらの方に10、11頁に新たに掲載されております。それと④の要請の取り消しですが、救急隊員または医師の判断によりますけれども、結果的には消防署が要請を取り消すこととなります。

3頁のほうをお願い致します。②の離陸につきましては要請から概ね5分以内とされております。例えば、松前の方で患者が発生した場合は運航自体通常15分はかかりませんので、現着までは20分かからないというふうに思います。(3)の傷病者搬送及び搬送先医療機関で③にあります、家族及び付添者の同乗ですが、原則は1名です。

4頁をお願いします。(4)に操縦士権限とありますが、離着陸の判断は操縦士によるものです。飛行中止や目的地変更がされる場合があります。(5)の医療スタッフは原則、医師、看護師が各1名で、場合によりますが臨床研修医を乗せる場合があります。6の施設間搬送は搬送元の病院と搬送先の病院の合意によりまして、基地局病院、つまりは市立函館病院になりますが、そこと事前に調整を取ることになります。出動の要請者は、当該渡島西部の場合ですけれども①、アに該当しますので、消防機関が行うということになります。

次に6頁をお願いします。8にあります運航時間ですが、これは午前9時から午後5時30分であったり、午後4時であったりと、その時期により変わります。ただし、午前9時前でもスタッフの出動準備が整ったのであれば、出動できることもあるそうです。11の常備搭載医療機器及び薬品等の診療材料は、運行調整委員会が賄うこととなります。

7頁をお願いします。15のドクターヘリ事業に係る費用負担及び診療報酬の取り扱いですが、基本的に国の補助で賄います。(2)の傷病者負担は、搬送費用は無料です。ただ診療開始から病院到着までの診療費用は本人または家族負担となります。具体的には、往診料と処置料が取られるということでございます。10頁、11頁には先に配布した「ドクターヘリ要請基準」を再掲されております。内容説明は割愛します。12頁は救急隊が判断する基準でございますので、専門的になりますので、同じく割愛させていただきます。13頁には渡島・桧山の消防署と本部の住所、電話番号が掲載されていますが、福島町の場合、消防本部の電話番号が記載されています。福島消防署は47-2119ですので訂正をお願いします。次に14頁をお願いします。

平成26年度、道南ドクターヘリ運航経費予算執行状況ということでございます。運行に係る費用は、当初1月からということで、3か月分を見ておりましたけれど、2月の運航になりましたので2か月分となりました。収入の備考欄に示しておりますが、それによりまして、下段のとおり、不足額が生じています。予算額で3,472万6,720円の減、決算額で3,213万500円の減、差し引き259万6,220円の減となり、約260万円の経費が余ったこととなります。

なお、経費と支出の部にあります、運行調整委員会経費で86万1,000円の減とあるのは、搭乗医師と看護師の研修費であるということでございます。

また、収入の2の備考にあります単価2万2,000円は、往診料と処置料になります。15頁をお願いします。平成27年度、道南ドクターヘリ運航経費試算です。収入の部の、運行調整委員会経費がありますがこれは、補助金の上限額2,122万円を見込んでいます。支出では、6,332万3,000円の不足額が生じます。その負担経費は下記の表のとおりです。松前町が2,838万円、福島・知内・木古内町が2,375万円となります。試算に当たっては、道東ドクターヘリの経費を参考にして試算したとの事です。16頁以下は

運行調整委員会の名簿を掲載してございます。

以上で、ドクヘリ関係の報告を終わります。

○議長（溝部幸基） 説明が終わりました。質疑を行います。

10番齊藤 勝議員

○10番（齊藤 勝） 1点だけ教えてください。7頁のですね15の(2)傷病者負担というところに、医療保険制度に基づき傷病者本人又は家族の負担とすると、こうなっているけども一人暮らしの人の保険を本当に使うということになるのか、それとも別居して誰も実家に居ない家族が負担するということになるのか、その辺具体的にどういう話し合いをされていますか。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 申し訳ありません、この辺の内容の方は私の方は分かりません。昨日説明を受けたばかりでちょっと分からないものですから、確認の方をしたいと思います

○議長（溝部幸基） 10番齊藤 勝議員。

○10番（齊藤 勝） この辺を徹底的に確認してほしいと思います。例えば今一人暮らしの人が、例えば国保に入っていて、家族がだれもその保険に入っていない、行き先も分からないということがあり得る訳ですから、充分調査してください。以上です

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） はい、分かりました。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

8番西村健一議員

○8番（西村健一） 説明資料の中の6頁ですが、よろしいですか、大きい1番の外傷要請基準のところ、高い所から転落した云々のところで3メートル以上の高さからと通信指令が判断する基準が出ていますけれど、2メートル90とか2メートル99とかの場合はどうなるのか、これは外れるのか、それともその辺は通信指令のあれで、多少の10センチとか15センチの場合は通信指令の判断でやれるのか、その辺の幅があるのか、その辺はあくまでもきちんと3メートルなのかその辺。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） いま仰られたことはですね、救急隊員の間でも話はされていました。それですね、これはあくまでも目安を作らないと、ただ落ちたとかいうのであれば何メートルだという話は当然あると思います。ただですね下の方がコンクリートであったり、或いは打ち所が悪くて動けない、そういう場合はですね、たとえ150センチでも2メートルでもそれは構わない訳です。ただですね救急隊が行ってその段階で、これはドクターヘリを呼んだ方がよいというふうになれば、2メートルでも1メートル50でも呼ぶことにはなると思います。以上です。

○8番（西村健一） 分かりました。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

6番木村 隆議員

○6番（木村 隆） 説明資料の3頁なんですけども、冬場の着陸のことで、ドクターヘリというのは例えば福島のこのランデブーポイントを例にすると、普段除雪している所が青函トンネル記念館の駐車場くらいだと思うんです。仮にここで何か冬場にイベントがあつたり、利用できないということになると外の場所になると思うんですけども、例えばこの福島のどっかのグラウンドとかになった場合に積雪があるとヘリも着陸しにくいんじゃないかと思うんですけども、どの程度の積雪量まで着陸することができるのか、それを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基） 高田消防長。

○消防長（高田 豊） 積雪の方なんですけども、目安はですねおおよそ30センチ以下に整理をしてくださいというふうにはいわれております。それでいまありました、各町の方ですと2箇所から1箇所あります。確かにイベントとかはある場合はあるんですけども、グラウンドは実質的に冬場重機が入って雪をかく

ことができませんので、主にですね駐車場を目安にかくことになると思います。ここにはちょっと記入はしていませんけど、いま検討しているのが松前町であれば大島中学校の方のグラウンドに空き地があるそうですので、そちらとですね松前藩屋敷の駐車場、こちらの方をですね常に降りれる体制に除雪をするというふうに調整はされております。それと福島町の場合であれば海峡横綱ビーチの駐車場ですね、知内町の場合であれば知内町役場の駐車場と知内中学校の駐車場、やはり駐車場を中心にですねかきやすい場所、除雪の体制が整えやすい場所を選定しております。それで木古内町の方であればサラキ岬の駐車場、それとパークゴルフ場駐車場この辺をですね町の方と検討をしております。以上です。

○議長（溝部幸基） その他質疑ございませんか。

（「なし」との声多数あり）

◎協議事項・第2号 消防計画の変更について

○議長（溝部幸基） 次に、協議案件の消防施設整備計画の変更についてを議題と致します。それでは案件の説明を求めます。高田 豊消防長。

○消防長（高田 豊） それでは消防計画の関係で報告をさせていただきます。これですけれども、昨年12月の定例議会後の全員協議会で報告した消防計画の整備計画を、本年11月1日付けで更新しましたので、ご報告申し上げるものでございます。

全員協議会資料の7頁をお願い致します。この太字にアンダーラインを引いている箇所、それがですね去年の全員協議会で報告した場所から変更された場所でございます。主にそこを中心にご報告申し上げます。

消防庁舎関係ですけれども今年度は大沢器具置場が老朽のため新築されました。平成28年度になりますけれども原口器具置場の新築は27年度から変更された事業です。29年度には白符器具置場が入っておりますけれども、これは老朽が進んでいることから、新築を予定しております。30年度には江良出張所の新築を予定しておりますけれども、具体的整備につきましては、現在町と協議中でありまして、費用の方は未だ分かりません。

それと今年度、福島消防署と木古内消防署の庁舎耐震診断を実施した訳なんですけれども、福島消防署の庁舎自体は基準を満たすとの報告を業者の方から受けております。ただ木古内消防署の方なんですけれども、庁舎本体に問題はありませんでした。ただ望楼自体が補強がどうやら必要であるというふうに診断を請負った設計事務所のほうから言われております。こちらの方は近日中に判定委員会から正式結果が出るようでございますので、建築経過年数そういったものも考慮し、今後の方針を町と協議しなければなりませんので、現段階では消防計画には登載していません。

次に消防ポンプ車のほうですけれども、平成29年度の松前消防署水槽付消防ポンプ自動車は平成28年度から更新年度が変更されたものでございます。下段の救助資機材で27年度、福島消防署の空気呼吸器ボンベがございまして、これは元々は呼吸器本体も併せて購入予定をしておりましたが、今年度、水槽付ポンプ消防自動車を更新の際に呼吸器も合わせて整備したため、必要個数が充足しましてボンベを限定して整備を行うというものでございます。

また、松前消防署の28年度高規格救急自動車、こちらの方は27年度から更新年度が変更されたものでございます。8頁をお願いします。広報車・司令車の平成30年度の江良出張所配備車両は、29年度から変更された事業でございます。その下段の小型ポンプ積載車で、27年度清部へ配備する車両ですけれども、こちらは当初軽四輪を予定しておりましたが、普通車のほうへ変更してございます。それとデジタル無線関係ですけれども、松前・知内・木古内署の3署が本年度共通波の整備ということになりました。来年度におきましては活動波を整備いたします。

また、福島消防署につきましては、今年度1年間で整備を完了する予定でおります。消防水利におきましては、木古内消防署で今年度、先ほど予算で説明したとおり支障物件として取り壊される防火水槽の代

替え、そういうものとして本町地区に消火栓を新設致します。また、この地区には平成 28 年度に防火水槽新設も予定をしております。その外、各署の消火栓整備につきましては、若干の設置場所等変更はありますが、設置個数に関しては変更はございません。その他の施設整備費ですけれども、今年度松前消防署で気象観測装置を更新しました。

また、来年度におきましては、これはまだ協議中ではございますけれども、知内消防署でも気象観測装置を整備する予定であります。

次に、整備費用についてご説明しますので、9 頁の方をお願いします。上段、備考欄に記載してございますけれども、先ほど言いましたとおり平成 30 年度の江良出張所新築工事ですけれども、具体的整備につきましては、現在町の方と協議中ではございますので、整備費用の方は記載してございません。ちょっと飛びますけれども、11 頁をお願いします。

デジタル無線の施工監理費でございますが、まずこちらの費用の方はコンサルに 2 年間全体の施工監理費を見積もらせまして、それを各署の整備費で按分して整備費を割り出しました。更に共通波と活動波の整備ということで、26 年度と 27 年度に委託料を配分をしました。ちなみに、平成 26 年度の場合ですけれども、この按分率のほうは松前署で 50.21 パーセント、知内署で 29.33 パーセント、木古内署で 20.46 パーセントというふうになります。27 年度の按分率はカッコの下段になります。

先ほど契約変更で説明申し上げましたけれども、年度間の労務費に移動はありますが、各署の整備費自体に増減はありません。そのため、各署の監理委託料も、どちらかの年度分が増えると、どちらかの年度が減少するということになりますので、年度ごとの按分率は変えずに、当初の按分率で費用配分をしたいと考えております。

無線整備費ですけれども、契約変更後の整備費を記載してございます。平成 27 年度の活動波はまだ設計が完了しておりませんので、平成 25 年の補正整備費を記載しました。

また、緊急消防援助隊補助金につきましては、入札金額が下がったことによりまして補助金も相応の減額が予想されます。正規補助金は変更承認届を消防庁の方に提出した段階で、再度決定されますので、現在は暫定的な補助金額を記載しております。12 頁をお願いします。これも先ほど説明しましたが、知内署の気象観測装置これはまだ整備内容を検討中ではございます。先ほど知内署長のほうに聞いたところでは、今年の松前、福島と同じように、風向、風速、温度、湿度、気圧この辺を目処に整備をしたいというふうに言っておりました。それで整備費のほうは記載しておりません。最後の 13 頁をお願いします。平成 26 年度から 30 年度までの消防施設整備費用の合計でございますけれども、松前消防署が 4 億 8,792 万 6,000 円、福島消防署が 3 億 6,511 万 1,000 円、知内消防署が 3 億 5,326 万 8,000 円、木古内消防署が 2 億 5,189 万 6,000 円となり、5 年間で当組合の整備費の合計は 14 億 5,820 万 1,000 円というふうになります。

以上で、消防施設整備事業関係の報告を終わらせて頂きます。

○議長（溝部幸基） 案件の説明が終わりましたので質疑を行います。なにか質疑ございませんか。
（「なし」との声多数あり）

◎閉 会 宣 告

○議長（溝部幸基） 質疑がありませんので、以上で全員協議会を閉会いたしたいとおもいますが、ご異議ございませんか。

（「なし」との声多数あり）

○議長（溝部幸基） ご異議なしと認め全員協議会をこれで終了致します。どうもご苦労様でした。

（閉会 15時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基